

投票立会人のしおり

五所川原市選挙管理委員会

投票立会人の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が 公正に行われるよう立ち会うことがその役目である。担任する事務の主なものは、次のとおりである。

- 投票手続の全般について立ち会うこと（法三八）
 - （１） 投票所の開閉に立ち会うこと
 - （２） 最初の選挙人が投票する前に投票所内にいる選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと
 - （３） 選挙人の選挙人名簿（抄本）との対照に立ち会うこと
 - （４） 選挙人に対する投票用紙交付に立ち会うこと
 - （５） 不在者投票の投函に立ち会うこと（指定関係投票区の場合を除く。）
 - （６） 指定在外選挙投票区である場合は、在外投票の投函に立ち会うこと。
 - （７） 投票録に署名（自署）すること
 - （８） 投票箱の閉鎖に立ち会うこと
 - （９） 投票箱等の送致に当たる立会人は、投票箱の鍵を保管し、投票管理者と共に投票箱を開票管理者のもとに送致すること。
 - （１０） その他投票手続の全般について立ち会うこと

投票立会人の心がまえ

投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公平を確保するため公益代表として投票事務全般（立会時間を定めて選任された場合は、その立会時間中に行われる事務 全般）に立ち会う重要な職責を有するものである。

- １ 定刻までに必ず選任通知書及び印鑑を持って参会すること。やむを得ない事情があつて参会できないときは、速やかに選挙管理委員会と投票管理者に連絡すること。
- ２ 投票立会人は、投票事務が公正、適確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう、投票管理者に意見を申し出る等積極的に投票管理者に 協力することが大切である。

なお、投票管理者に意見を申し出る場合は、投票手続が進行中のことでもあるので、簡潔にその要点を申し述べるよう心がけることが必要である。

- ３ みだりに投票所外へ出ないこと 用便その他真にやむを得ない理由がある場合のほかは投票所を出ないこと。やむを得ず 投票所外に出るときは、同時に二人以上が席を立たないよ

うにすること（席を立つとき は投票管理者に連絡すること。）。

- 4 投票立会人は、ひとたび承諾して立会人となった以上は、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等の正当な理由がある場合を除き辞職することはできないことになっており、また、その職務を怠ったときには罰則の適用のおそれがある（法 三八五、二三八）

投票時間について

7時から18時まで（市浦地域のみ17時まで）

投票立会人のおもなスケジュール

- 06：45 内容説明
- 07：00 投票開始
- 12：00 前後 昼食
- 18：00 投票所の閉所 （市浦地域は17：00）
※投票箱の送致にあたらなかった方はここで解散となります。
- 18：30 投票箱を開票所へ持ち込み
- 19：00 解散

当日持参するもの、持参するとよいもの

- ・選任書及び印鑑（必須）
- ・椅子用のクッション

1日中パイプ椅子に座ることになるのでクッション等があると楽になります。

投票立会人に関する Q&A

問：投票立会人に選任された場合、事前講習会はありますか？

答：投票立会人をするために特別な知識は必要ありませんので、事前講習会等はいりません。投票手続き全般について、適正に行われているか立会いただきます。

問：投票立会日には、どのような服装で行けばいいですか？

答：普段どおりの服装でけっこうですが、派手なものや露出の多いものはご遠慮ください。また、投票所の出入口付近で立会うため、寒暖の調節ができる服装でお越しください。